

第 31 期
東京都青少年問題協議会
第 7 回専門部会
(若者支援部会)

平成 30 年 5 月 29 日 (火)

都庁第二本庁 31 階
「特別会議室 21」

○青少年課長 お待たせいたしました。定刻より少し前でございますが、皆さんおそろいというところでございますので、ただいまから東京都青少年問題協議会第7回専門部会（若者支援部会）を開催いたします。

本専門部会は、委員の半数以上の出席をもって開催することとしております。本日もご出席いただいております委員の方は6名となっており、必要な定足数に達しておりますことをご報告いたします。

また、本専門部会は原則公開となっております。議事録についても同様の扱いとなりますので、ご承知おきください。

次に、本日の資料の確認をいたします。お配りしたものは、次第の次に、資料1として、第6回専門部会（若者支援部会）での委員ご発言における主な論点。資料2として、意見具申の構成（案）。資料3として、意見具申（イメージ）。また、この次に、参考資料としまして、これまでの専門部会での意見をまとめた資料と部会委員名簿を配付しております。皆さん、資料はそろっておりますでしょうか。

それでは、ここで本日もご出席のオブザーバーの皆様をご紹介します。

教育庁指導部指導企画課長の代理で、同課企画推進担当課長の中嶋富美代様。

○中嶋教育庁指導部企画推進担当課長 中嶋でございます。よろしくお願いいたします。

○青少年課長 産業労働局雇用就業部就業施策調整担当課長の萩原幸太郎様。

○萩原産業労働局雇用就業部就業施策調整担当課長 萩原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○青少年課長 福祉保健局総務部企画政策課長の代理で、同課統括課長代理の小高晴雄様。

○小高福祉保健局総務部統括課長代理 よろしくよろしくお願いいたします。

○青少年課長 警視庁生活安全部少年育成課長の代理で、少年相談担当課長代理の藤井貢様。

○藤井警視庁生活安全部少年相談担当課長代理 藤井です。よろしくお願いいたします。

○青少年課長 以上の方に、おいでいただいているところでございます。

それでは、その後の進行は古賀部会長にお願いしたいと存じます。古賀委員、よろしくお願いたします。

○部会長 古賀でございます。よろしくお願いいたします。

いつものことですが、円滑な議事を進めてまいりますので、皆様のご協力、よろしくお

願いたします。

それでは、次第に従いまして進行させていただきます。

次第の2の第6回専門部会における検討状況についてということで、前回の様子について、事務局からのご説明をまずいただこうと思います。よろしく願いたします。

○若年者対策担当課長 それでは、私のほうから、前回のいただいた意見の振り返りということで説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。前回の委員ご発言における主な論点ということになっております。

まず最初のところ、二つ丸がございますが、一つ目の丸のところでは、古賀部会長のほうから、第1フェーズ、第2フェーズ、第3フェーズ、それぞれの特徴といいますか、そういうところをご説明いただきまして、それ以外に、これら以前の、困難な問題に対して緩やかに関わっている人々への理解を深めていくような広い啓発も必要であるということで、三つのフェーズ以外に、こういう部分も必要ではないかというお話をいただいております。

あと、二つ目の丸ですが、こちらのほうは土井委員のほうからご説明いただいた部分ということで、現代の若者を取り巻く現状を見ると、現実世界だけでなく、ネット上でも出会いの多彩性や多様性が失われ、生活圏が内閉化していると。これに対しまして、広報啓発を行うに当たっては、閉じた世界に情報を送り込むことが必要ではないかというご意見をいただいております。

あと順番に、フェーズごとに意見をいただきましたので、それをまとめております。

第1フェーズの最初の丸の部分になりますが、高校を卒業すると支援が途切れてしまうというご意見もございまして、これに対しましては、矢印のところになりますが、家族と一緒に伴走してくれるような支援機関があるといいというご意見もいただいております。

二つ目の丸の部分になりますが、個人または家族の責任なのだから支援を求めてはいけないという自己責任論がいまだに根強いということで、これに対しましては、相談者の立場で、寄り添う形の支援が必要ではないかというご意見をいただいております。

それでは、裏面のほうをごらんください。

次の裏面の1番目の丸になりますが、見守ることと放置することの区別は難しく、放置状態になってしまうこともあるというご意見もいただいております。

その次の丸についてですが、周囲の人間に知られたくないとの思いから、自宅から遠いところにある相談機関を使いたいというニーズもあるというご意見もいただいております。

続きまして、第2フェーズになります。

一つ目の丸ですが、非行の場合、司法や更生保護などさまざまな機関に係わるが、機関同士の連携は少なく、さらに支援が終わるとそこで関係が途切れてしまうというご意見をいただいております。

あと、三つ目の丸ですが、支援に必要な機関の情報を簡単に検索できるような仕組みが必要であるというご意見もいただきました。

あとは、第2フェーズの最後の丸ですが、複合的な問題を抱える若者のために、気軽に行ける総合相談窓口が必要である、またいつでも電話をしてください、といったような優しいメッセージを付すなどの丁寧な対応も必要であるというご意見もいただきました。

続きまして第3フェーズですが、一つ目の丸では、相談したけれども、入り口でつまずいている場合が多いということで、最初に嫌な思いをすると二度と行かないので、丁寧な対応が必要ではないかというご意見をいただきました。

それでは、次の3ページをごらんください。

3ページの二つ目の丸ですが、医療との連携は難しい部分があるというご意見もいただいております。

その次の丸の部分ですが、相談窓口は、つながり放しではなく、行きつ戻りつというような支援ができるとよいということで、行きつ戻りつという支援についてもご意見をいただいております。

最後の丸の部分になりますが、住む場所がなかったり、帰る家族がいない場合には、困難の度合いが高いということは意見が出ております。特に非行歴のある若者については、過去の成育歴なんですね、虐待とか育児放棄などの場合もありますので、この場合には、住む場所の支援が必要であるというご意見をいただきました。

それで、最後の部分ですが、三つのフェーズ以外のご意見ということもいただいております。ちょっと、この題につきましては、それ以外の意見ということで、次代を担う若者の自立に向けた支援のあり方ということで、相談支援というよりも、もう少し大きな認識論ということで、三つほどご意見をいただいております。

今までとは違う物の見方を自分にしてくれる人や、自己イメージを変えてくれるような人と出会う機会が必要である。あと、二つ目の丸が、同世代だけではなく異なる世代の視点も入れることが重要である。あと、三つ目としましては、社会全体で困難を抱える若者への理

解を深めることが大切ということで、三つのフェーズ以外にもご意見をいただいております。

前回の振り返りについては以上でございます。

○部会長 どうもありがとうございました。

今、振り返りをしていただきまして、確認したように、フェーズを三つ設定すると同時に、それ全体を貫く部分についてもご意見をいただいておりますので、今回も、その部分を少し頭に置いた上でお話をしていこうと思っております。

続きまして、次第の3に移っていこうと思います。ここからは、前回に引き続きまして、意見の取りまとめ作業を行っていききたいというふうに思っております。

資料2が、意見具申の構成（案）というものになっております。それから、資料3は意見具申のイメージということになっておりまして、今から事務局よりこの部分についてご説明をいただこうと思っております。それぞれの項目ごとに意見交換をしていききたいというふうに思っている次第です。

ここで1点補足しておきますけれども、しだいに意見具申という、この会議の終着点に近づいておりますので、前回の専門部会の際に、今回の部会では、意見具申の素案を提示したらどうかということのご説明をいたしました。社会的自立に困難を有する若者の自立支援について、さらに丁寧に議論をし、より具体的な課題と対応策を検討することのために、具申の素案というよりは、もう少し手前のイメージを出すという形で今回は資料をつくらせていただいております。これはこのイメージに基づいて、皆さんから具体的な対応策をできるだけ出していただいたり、あるいは、また課題になっている問題についてのイメージを出していただいて、議論をより一層具体的なものに変えていきたいという意図でございます。

そこで、今から資料について事務局よりご説明をお願いいたしますので、お聞きになった上で、ぜひ、よりよいご意見をいただきたいと思いますというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○青少年課長 それでは、事務局から資料の説明をさせていただきます。

まず資料2、意見具申の構成（案）というものでございまして、こちらは何かと申し上げますと、会長からお話のありました意見具申のイメージということで、今回、素案の一手手前の、少し素案よりは前の段階のものを用意させていただいたのですが、こちらにつきまして、それなりに大部でありますところから、まず、構成（案）について、骨組みがどのようなものになるかというところで、まず、資料2を用意したというところで、全体のイメージ

というものをつかんでいただこうというものでございます。

こちらにつきましては、構成といたしましては、非常に困難な時代を生きている若者というものにつきまして、まず、現状がどのようなものであるのかというのを第1章で説明し、そして現状、我々、都に限らず、国も含めまして、こうした若者支援に関して、少なくともこうした取組を現状では行っているというところの説明をし、若者が今どのように苦しんでいるのか、そして、苦しんでいるという状況に対しまして、我々が何をできているのかというのをざっくりとまずは最初の第1章でまとめるというところを考えております。こちらにつきましては、もう先生方からご発言をいただいたものを、現状で、ある程度まとめているところでございます。

次に、こちら第2、そうした現状を踏まえたというところでございますけれども、そちらを踏まえまして、再三議論をしていただきました三つのフェーズ、支援が必要であるが、支援の必要性を認識していない若者やその家族についてどのように対応していくべきか、そして、支援の必要性は認識しているが、どの機関に相談したらよいかわからない若者やその家族、そして、相談したが、適切な支援機関へつながらない若者やその家族、これらの方々に対しまして、今、少なくとも現状で支援しようというときに、どのような課題があるかと。そして、この若者、特にその家族が支援を受けようというときに、どのような障害があるかというのを可能な限り、若者やその家族に目線に立って整理していこうと考えているところでございます。

そして、この課題、それぞれに対応するという形になりますけど、最終的には、この第2章におきまして、課題を解消する形で、支援の充実に向けた対応策というものを、こちらの3フェーズそれぞれに応じて整理していくというところを考えているところでございます。

また、前回の議論でございましたけれども、こちらの3フェーズよりさらに前の段階で、そもそも、こうした状況に陥る前に、何か若者に対してできることがあるのではないかというお話もございましたので、そちらも明示的に構成として大きな章を立てるような項目になるかどうかはわかりませんが、こちらが詳細になったときには、そちらも盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

こちらが大まかな構成というところになっております。

それでは、次の資料3にお移りください。そうした全体の構成に関するイメージを持っていただいた上でというところでございますが、ある程度、今まで詳細なご議論をしていただ

いたというところでもございますので、そのご議論を我々がわかる範囲で一応まとめて、こちらの中で意見具申の一步手前という形で整理させていただいたイメージ案というのが、こちらになっているところがございます。

こちらにつきましては、まず、頭から説明をさせていただこうかと考えております。

まず最初でございますが、現状と課題というところがございます、ひきこもり、ニート、非行等の社会的自立に困難を有する若者を取り巻く現状というところで、特に数値が明確に我々の公的データでとれるものを中心に、現代の若者像ということで、同世代というものが少なくとも若者の横のつながりという形で、そのボリュームがだんだん減ってきているというところ、そして、やはり家族の人数というものがどうしてもちょっと少なくなってきているというところから、昔と比べましても、やはり家庭内の支える力というものがやはり低下してきていると。

それに加えて、地域の間関係、それ以外の横のつながりというのも希薄化していると。全体的に、若者の頼れる人の層というのが非常に脆弱化しているという状況が見られる。

そして、もう一つでございますけれども、こちらはどちらかというとコミュニケーション、質的な話でございますが、若者世代に急速にスマートフォンが普及しているという形で、何らかのSNSという形で非常に濃密な近隣関係といえますか、そういったものを一応築けるというような機会を一応彼らは持ち合わせているというところがございますが、なかなか、こちらにつきましても、使い方におきまして、有害情報があふれて、トラブルが増加するというような状況がありましたし、それ以外にも、こちら、自分が知っている、なれ親しんだ環境の者のみつき合うというようなご指摘があるところがございます、こうした魅力的な道具というのも必ずしも人間関係を広げることにつながっていないという状況があるということです。

そして、その帰結というところまで言ってよいかどうかはちょっとご検証いただきたいところですが、国際比較におきましても、なかなか、自己肯定感というところで、我が国の若者、高くないと。5割弱にとどまると。他国につきましては、大体7割から8割あるものがこの程度というところがございますので、こちらにつきましては、自己の将来に明るい希望を持ってないというところは、何らかの形で閉塞的な状況につながっているのではないかと考えられるところがございます。

そして、こちら、土井先生からご知見をいただいたところがございますけれども、やはり一

一般的な傾向として、生活圏の内閉化が見られると。そして、何よりも本来安心感が持てるような人間関係というのが理想なのですが、外れると排除されるかもしれないという不安とリスクにさいなまされて、ある意味、非常に落ちついた人間関係というものを築くのが非常に困難な時代になっているという形で、こちら、我々がわかる範囲でまとめたというものでございます。

次に、(2)でございますが、今度は社会的自立に困難を有する若者の現状ということで、こちらについては、(1)については若者全体というところでございますが、(2)については、実際に困難を有する若者の現状ということで、ひきこもり、若年無業者、そして長期欠席者、そして中途退学者、そして刑法犯少年の再犯者ということで、それぞれ公的データがある数値を一応抜き出させていただいております。こちらは大きく増えたもの、そして必ずしも大きく数においては減少などの傾向にあるというものもございしますが、割合、人数比というようなものにしたものには、おおむね増加しているというものが多くございしますので、やはり相当程度、若者というのは非常に苦しい状況に追い込まれているのかなというところが察せられるところでございます。

こちらの現状についてでございますけれども、もちろん我々がとりあえず抜き出してきたというもので全て尽くされていると考えていないところでございまして、こちらにつきましても、我々が公的な数値を引っ張れる範囲内で一応整理したというところでございますので、また、先生方もこちらを見ていただきまして、よりこれをつけ加えたほうがいい、よりこれを具体的に書いたほうがいいというところがございましたら、いろいろとご指摘をいただければと事務局のほうでは考えているところでございます。

まずは途中まででございますが、会長にお返ししたいかと思っております。

○部会長 どうもありがとうございました。

もう一度繰り返しておきますが、資料2のほうが全体像ということで、一つの目次のような部分を先にご説明いただきました。そのパーツ、パーツをこれから議論してまいります。

意見具申（イメージ）の第1章の1のところですね、現状の分析の部分を今まずご説明いただいたところです。若者を取り巻く現状としての現在の若者の全体像とか、社会的自立に困難を有する若者の現状ということでお話しさせていただいておりますが、こういう部分を盛り込んでいったらいいんじゃないかとか、このような点はどうなんですかという、ご意見とかご質問をまずいただくということがいいかと思っております。どうぞ自由に出していただければと

と思いますが、いかがでございましょうか。現状分析の部分です。どうでしょうか。

比較的、一般的に言われていて、データのあるものを今挙げておられるということが前提かとは思いますが、一方で、東京というところにフォーカスしたものが必要な部分とか、あるいは現状で踏み込んで書いてほしいところとか、そういうのもおありかと思いますが、いかがでしょうか。

○坪井委員 ちょっと、どういうふうに位置づけたらいいのかというのは、ぱっと出てこないんですけども、児童相談所で保護をされている高年齢の子供たち、14～15歳から18歳までの一時保護者、それから自立支援ホームを利用している18歳から22歳までになる、その子供たちの現実というのは、ここでいう分類から言うと、どうなんですかね。家庭自体にいられない子供たちですね、要保護の、その子供たちはどういうふうに扱われるんでしょうか。

○部会長 どうでしょうか、事務局のほう。恐らくまだそこのところがかかれていないということかと思いますが、家庭の課題や問題の中にある子供たちの現状として、今のような児童相談所の現状や自立援助ホームについて。

○坪井委員 社会的養護を必要とする子供たちでしょうかね。

○青少年課長 そうですね、児童相談所ということになりますと、恐らく社会的自立に困難を有する若者の現状の中に項目を設けて、追記するという形になるかと思います。

○部会長 家庭については、上のところで触れられているだけなんですけど、正直申しまして、やはり家庭の形状とか機能が変わっているという現実がございませうね。今、ご指摘もそうだと思うんですけども。例えばですけども、ひとり親家庭が非常に増大したり、ステップファミリーも多くなっているとかという問題はあるかと思いますが、こういったものも含めて支援と現状ということになるかと思いますがね。その辺、書き足す必要性があるかと、いかがでしょうか。

○青少年課長 わかりました。そちらにつきましては、数字などを拾いまして、中身も含めまして追記したいかと考えております。

○部会長 今のような形でいかがでしょうか。この部分はどうでしょうか。

これは、ちょっとお聞きしますが、東京都単体としての例えば児童相談所の相談件数とか、あるいは、また自立援助ホームの活用状況とかというのは、これは出せるものなんですか。

○青少年課長 そちら辺は調べてみないと正直わからないというところではございますが、調べ

てみて、使えるデータがあれば、国・都のデータを問わず使わせていただければという形で整理いたします。

○部会長 そうですか。

○坪井委員 東京都は、いつも出しているでしょう。

○小高福祉保健局総務部統括課長代理 統計資料として公表しているものがあると思います

○部会長 そうですか。はい。それも頭に置いていただく必要があるかもしれませんね。東京という地域性の中で起きていることというのは、必ずしも全国と共通とは言ないところもあるかと思います。

どうでしょう、今のような形で何か。ほかにいかがでしょうか。河野委員いかがでしょうか。ほかにいかがでしょうかね。

私なんかが見ていると、例えば無業者数を出してこられているんですけど、例えばこういうところ、非正規雇用状況ですね、非正規雇用の就労状況とかの部分というのは出していただく必要があるのかな、同じように、就労支援のいろんな機関の現状ですね、こういったものはどうなのか。先ほどの家庭と異なる点で、就労環境について出していただくことも必要かなというふうに見たりします。その辺もお願いしたいところがありますね。

○坪井委員 これも統計があればですが、子供の貧困の割合のような形の統計は、東京都としてあるのであれば。子供・若者世代。

○若年者対策担当課長 子供の貧困の関係ですけども、今回、若者の自立支援というところで、まとめております。背景としては、そういうところから困難を抱える若者になっていくという状況も非常につながりはあると思いますけども、その辺、現状にどこまで書き込んで、対応のところをどうしていくかというところだとは思いますが、あとは、東京都全体としては、福祉保健局のほうで、子供・子育ての事業計画の中の改定で、子供の貧困の関係、書き込んでいますので、うちのほうの若者の自立支援という関係で、どこまでデータを拾ったりとか書き込めるかというのは、検討をさせていただければと考えております。

○坪井委員 そうですね。だから、読んだ人が「えっ、どうしてここないの」みたいに思わないように、せめて例えばこれについてはここに書いてあるのでみたいな、ような形にしていただければ、貧困問題はここにありとか、社会的養護についてはここにありとかというふうになればいいんですけど、これが全てと言われると、多分「えっ」と思うかなという感じがしました。

○部会長 ほかにはいかがでしょうか。大丈夫ですか、今のは。

○青少年課長 その点につきまして、ちょっと調べさせていただきまして、実際、どのような書き方になるかというのは、実は後の書き方ともちょっと対応するところでございまして、恐らく現状というところ、書き始めると、恐らく幾らでも広がるというのは実は本当のところでございまして、後に課題と、やはりちょっと意見具申という報告書の中でも、いわゆる意見書のようなものになりますので、余りボリュームを極端に大きくしないという観点からは、最終的な課題、対策に結びつく範囲内で、一応使うデータをとという形で、最終的にはちょっと整理をさせていただこうかなと思っております。ただ、恐らく対策が出る過程で、どうしても必要なデータ、先ほどお話しされた児童相談所の話も含めまして恐らく出てくると思いますので、そちらにつきましては、後との整合性を見ながら、しっかりと整理させていただきたいと考えております。

○部会長 ほかにいかがでしょうか。今のような、この部分を触れてあるほうが、その後の書きぶりとして非常に大事に書けるということがあるような点ですね。

はい、どうぞ。

○岡田委員 一人っ子世帯の増加ということになっているんですけども、これは東京都では一人っ子世帯は本当に増加しているのかなというところがちょっと疑問として残ります。私の周囲には、かなり子育て支援が浸透してきたためか、若いお母様方、複数の子供たちと一緒に歩いている姿のほうが多くなってきたんじゃないかなと思うので、ちょっと、その肌感覚とデータのところで、どうなのかなと思って質問をさせていただきました。

○部会長 いかがでしょうか。少子化は、そういう書きぶりなんだと思うんですけど。

○青少年課長 そうですね。こちらのデータについては、長期の傾向というところで書かせていただいておりますので、もしかすると、直近数年という話になりますと、大幅に状況が変わっている可能性はありますので、ちょっとその辺の書き方が本当に適切かどうかというところにつきましても、他の平仄合わせの中でしっかりと見させていただきたいかと思っております。

○部会長 これはデータの裏づけが必要なところがあるかと思っておりますね。さっきも言いましたけど、ひとり親世帯みたいなものの問題や課題もデータがあるかと思うので、もちろんそれが全ての原因というわけではないですが、変化している家族の姿は示していただくことがいいと思っておりますね。

いかがでしょうか。このようなベーシックなデータ、ほかにどうですか。

はい、どうぞ。

○土井委員 2ページの「刑法犯少年の再犯者推移を見ると」というところですけども、「平成22年から7年連続して減少しているが、再犯者率は3割強であり、微増傾向となっている」というところまではよいのですが、その次の「また、平成28年の犯罪少年の同年齢の人口比は、5.9人で、成人の人口比約倍と高い状況になっている」という、この後半の記述ですが、これは近年成人と比較した場合に、近年、少年の場合のほうが、同年齢の人口比で増えているということでしょうか。成人と比べて少年のほうが人口比が高いのは、普遍的な現象なので、これだけを取り上げると、若干、ミスリーディングになるかなと思ったのですが。その後に来ているのは、「自立に向けて就労や住居の確保は重要であるが、円滑に進まない場合、再犯に至る若者もいる」というふうに書かれていて、前半の再犯者率の問題と、この後半の住居確保等、就労支援等の必要性は、ここはリンクをしているんですが、ちょうど真ん中に挟まれている成人の人口比と比べて倍近い状況という部分だけが浮いているので、ちょっとここは気になったんですが。

○若年者対策担当課長 これは、第1回目でデータを紹介させていただいたときに使った資料で、約2.4とか、数字が入っていたんですけども、こちらの誤植で漏れておりますけども、人口比としては高いんですけどというところは、お伝えはしております。それで、これについては、また坪井委員のほうから、割合は高いんですけども、内容的には窃盗とかが多くてというところは改めて説明もさせていただいたりもしたところではあるんですけども、この部分については、数字が抜けていましたので、まことに失礼いたしましたけども、約2.4倍ということではご説明をしております。

○部会長 それで、今のやつは、約2.4倍というのは、文中が約倍となっているけれどもという意味ですね。人口比、約倍が、約2.4倍です、ということをお話ししているんですね。

○若年者対策担当課長 そうです。

○土井委員 その2.4倍ということが、問題として取り上げるべき事項なのかどうかということなんです。成人よりも少年のほうが高いのは、ある種、普遍的な事実なので、それを近年の特徴とは言ないかもしれないので。例えば以前は2.4倍ではなかったけれども、今回2.4倍になっているならば、まあ、多分なっているとは言えると思いますが、どうでしょうか、そうはなっていないんじゃないでしょうかね。

○若年者対策担当課長 それで、基本的には、ここは再犯率が3割だということで、高いと

いう部分をご説明をさせていただいて、この部分については、データとしては、そういう 2.4 倍ということで、成人よりは割合が高いんですけども、傾向を見ますと、成人も少年のほうも、人口比については、当然、減少傾向にありまして、少年のほうが減り幅が多いという状況にはなっていますので、必ずしもこのデータがなければいけないということではないと思います。

○土井委員 そうすると、この真ん中の部分は、むしろないほうが流れとしてはいいんじゃないかなというふうに思います。

○部会長 それで修正していただいて。言いたかったことは、きっとその前段のほうだったんじゃないでしょうか。ですから、再犯者がどうしても多くなる。それは、ここでのずっと議論の中でやった育て直しということへ、どうしても必要な条件整備があるということだと思いますので、そこは強調点を置いていただいて、書き直していただければと思いますが、いかがでしょうか。

ほかには何かございますか。

どうぞ、はい。

○村上委員 1 ページ目のほうなんですけれども、自己肯定感というのがあるんですが、二つほど出てきておりますけれども、最初のほうは、「自己肯定感がある若者の割合は 5 割弱にとどまり」、とどまりということは少ないんだというふうに言っているんだらうと思いますね。次の(2)の丸のところの最初のほうに、「若者が自己肯定感を持たず」とあります。この 5 割弱というのが多いのか少ないのかというのは、ちょっとこれ何かの比較がないと、どうなのかなというふうに私は思うんですね。逆に 5 割弱がひよっとすると多いのかもしれないという疑問も出てくるんじゃないかなというふうに思うんですよ。ほかの年代と比較すると大変低いんだと、5 割弱で。例えばほかの年代が 7 割ぐらいあるのに対して、少年については 5 割弱にとどまっているんだということの何かデータみたいのがあるとわかりやすいんだらうと思いますし、そうすると、下のほうの(2)のほうの先ほど言いました「自己肯定感を持たず」というところにつながっていくのかなというふうに思うんですが、その辺のところは、私だけなのかどうかわかりませんが、5 割あったらいいんじゃないのというような感じもしないわけではないんですが、いかがなものですか。

○部会長 きっとこれは何かあの国際比較の中では低いということをやいたかったみたいで、ですから、おっしゃるとおり 5 割が低いか高いかというのは、なかなかこれは議論した場合

は難しいところでしょうけど、そこを少し書き加えていただく必要があるんじゃないですかね。「国際比較から見れば」とかということがあったほうが。どうでしょう。

○青少年課長 はい。国際比較ということで、まさに書かせていただいたところでございまして、諸外国におきまして、代表的な国、例えば近場の国でありますのが、韓国でありますと、大体 86.4%、アメリカでありますと 91%、イギリスでありますとも 89.8%と、主要国はほとんど 80%超えというような状況の中で、我が国が 5 割ちょっとというところは、同じ若者であるにもかかわらず、どうしてこのような差が出てくるのかということで、新聞報道などでも話題になっていたというところで、こちらの数字を出させていただいたという状況でございます。こちらにつきましては、それがわかるような形にしていこうかと考えております。

○部会長 直していただいて、お願いしたいと思えますけど。

ただ、同時に聞きながら思いますが、日本の若者は謙虚なのかもしれないけど、必ずしも自己肯定感だけが 90%あればいい若者かというのも、議論したくなっちゃうところがあるのは事実ですね。何か、私、大学生とよく接しているから思いますが、非常に自己分析したがる人たちですね、今。自分はどんな人かと、こう、いつも問い詰めたがる人が多くなっているということで、謙虚と言っていいかどうかはわからないんですが、ほかの国の方たちとは、また違う思考や意識を持っているかなという気もしますので、そこは書き加えていただきたいところがあるかなと思いますね。はい。大丈夫でしょうか。

○青少年課長 はい、了解いたしました。

○部会長 ついでに、今のお話が出ましたので、例えば内閣府の『子供・若者白書』で、今、自分が居場所と思うところはどこですかということを聞いたりしているんですが、そういった居場所感みたいなものもお示しいただくのがいいかなと。むしろ自己肯定感に匹敵するぐらい、そういった居場所感なんていうのは大きな問題なのかなというような気もデータ整理をしていると思うので、そういった、この上と下ですね、次の行にあることとくっつけて示していただけるとうれしいかなという気もしますが。

他にいかがですか。

はい、どうぞ。

○坪井委員 自殺の割合なんですけど、全体には下がっているのに、若者だけの自殺は高どまりというあたりのデータが最近出ましたですね。これは予防策、どこにも入っていなかったでしたっけ。対応策がないということで、書かなくなるかもわからないんですが、どうでし

ようか。

○青少年課長 そちらにつきましては、付託事項がひきこもり、ニート、非行等の社会的自立に困難を有する若者になっていきますので、自殺となりますと、社会的自立に困難どころではないというところではあります。

○小高福祉保健局総務部統括課長代理 自殺に関しましては、自殺対策基本法に基づく都の計画をつくっており、もうすぐ公表予定になっています。ここで若年層対策について触れています。

○坪井委員 ああ、そうですか。

○小高福祉保健局総務部統括課長代理 それでよろしいかと思えます。

○坪井委員 じゃあ、そこで触れてください。

○部会長 自殺に関しては、実は文部科学省のほうも、このところへ来て予防教育についてたくさんのパンフレット、資料を出してきていまして、様子が変わっているというか、今まではどっちかという厚生労働畑の仕事だったんですけど、文科省も入ってきているので、ここに書くかどうかは別として、資料を見ておく必要はあるかなというふうに今のお話を含めて思いますね。自殺自体というよりは、自殺念慮と言うんだそうですが、自殺したいと思う心性というのが広がっているという指摘もありますので、その辺、資料があってもいいことかなというふうには思いました。

一旦ここまでで、この部分についてご意見を整理させていただければ……。

あ、どうぞ。はい。

○中嶋教育庁指導部企画推進担当課長 今、ちょうど自殺予防についてのお話が出ましたので、教育委員会の取組ということでお話しさせていただきますけども、やはり都の教育委員会でも、子供たちの命を大事にするという、自分の命を大事にするというこのメッセージを送ったり、また、それに関係する啓発のビデオなども作成しまして、実は昨年度は、ちょっと詳細なものは今手元にないのでお伝えできないのですが、各学校に配付したり、メッセージを送ったりというような形で取り組んでいる状況はございます。

以上です。

○河野委員 この不登校の部分も絡んでくると思うんですけど、発達障害の部分というのは、一つここに入れておいたほうがいいかなとは思いますが。

○部会長 いかがですかね。これについても、いろいろあると思うんですけど、確かに発達障

害に全く触れないというわけにもいかないかと。

○若年者対策担当課長 2月の会議のときに、発達障害者支援センターの山崎センター長にも来ていただいて、いろいろご意見もいただいていますので、少し書き込める部分があれば、現状のところなどに入れられればと思います。

○部会長 これについても、日進月歩といいますか、軽度発達障害という言葉をやめようということになってきているようで、軽度という言い方が適切じゃないという指摘もあるようです。つまり軽度・重度と分けられないという。ですから、やっぱりこの辺も書いたら途端にまた違うことが出てきそうなところもあるので、少しご検討いただくということかと思えますけど。

○土井委員 先ほどおっしゃられた居場所のなさの問題もそうですし、また、その前におっしゃられた自己肯定感の問題もそうですけども、先ほど言われたように、諸外国と比べてという話はよくされるわけですが、東京都の調査で経年比較ができそうなものというのはいですかね。自己肯定感が、例えば5年前、10年前と現在はどうかとかというのは。これがあると一番いいなと思うんですけど。多分、やっている青年意識調査等ありますよね、あの中に自己肯定感のようなものがもしあれば、過去と比較ができると思うんですが。なければしょうがない。

○坪井委員 過去、もう少し低くなかったですか。5割弱より。過去は3割とか4割という感じで。

○若年者対策担当課長 都の調査については、各局いろいろ調査していますので、その該当のがあるかどうかはちょっと確認いたしますが、なかったような感じはいたします。

それで、先ほどのご紹介した約5割、諸外国と比べてというのも、国の調査の部分で、内閣府等でいろいろ調査している分はありますので、一応確認をさせていただければと思います。

○部会長 ちなみに、今の土井委員のお話からですけど、内閣府は、実は地域人口別に対象を抽出しているために、実はいじりますと、東京だけくり出すことが簡単にできるという現実があります。私、データを持っているので、許可さえ出れば、東京だけくり出して出すことはできます。ただ、そんなに大きな違いというふうには思いませんでした。僕、ちょっといじったんですけど。

○土井委員 それは数年前と比べて。

○部会長 ええ。前のときの居場所についての調査のときですね。ですから、全国平均とそんなに大きな違いになっていないように思いました。

○土井委員 経年変化……。

○部会長 経年はできないです。ですから、単年度の特集として、白書の特集として調査をしているので、ずっと比較するということができないんですね。そこはちょっと残念なんですけど。ただ、単年度は、今のようにできるということで、もし必要があれば今度お示しして、ここへ載せるかどうかは別としても、見ていただくことは可能かと思いますが。よろしいですか、そんなので。

ということで、確かに東京都でも調査をしてもいいような気もする事項ではあります。

では、一旦、ここでこの話を1回区切らせていただいて、それでは、事務局のほうから、先ほどの現状の分析の後の部分ですね、2の若者の支援に関する現在の主な取組の部分から、また、もう一回ご説明いただいて、また途中で区切らせていただきますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○青少年課長 それでは、2の若者の支援に関する現在の主な取組というところで、こちら、それぞれ項目でございしますが、(1)で若者全体への相談支援ということで、特定の問題というわけではなく、何らかの形で問題を抱えている若者についての相談支援でどのような体制が組まれているかと。

そして、次にひきこもり等の若者への支援ということで、実際にひきこもり等の問題を抱えている若者への支援と。

そしてさらに、4ページへ行きますと、(3)で非行歴を有する若者への支援ということで、非行につきましては、こうした仕組みがありますという概要の説明をしているというところでございます。

こちらについては、非常に細かい施策というのが、その他の市区町村なども含めまして、あるということは重々承知しておりますが、こちらにつきましては、おおむね一般的な若者が実際に困ったというふうに相談をするときに、遭遇する可能性が高いものの代表的なものというのを並べさせていただいているというところでございます。

まずは若者全体への相談支援というところでございますが、こちらは、まずは何も手がかりがないままいきなり制度を書くというのも若干唐突感がありますので、まずは最初にさまざま制度の基本になっている子ども・若者育成支援推進法の目的ということで、こちらの法

の世界では、このような目的を掲げ、仕組みができているという、それを実現するものとして、都は若者支援のネットワーク、考え方としまして、こちら、若者支援を円滑に行うため、全体の関係機関が集まり、そのネットワークを活用して、つかさつかさで自立を後押ししているという、おおむねの考え方を書いているという形になります。そして、都のみならず、こちらは基礎的自治体であります市区町村が、こちらにつきましても、ネットワークを一応構築しているという概念図という形になっております。こちらにつきましても、それぞれ相談窓口というものについて広報を行い、周知させていただくとともに、こちらの実際の相談窓口に来たということになりますと、実際に相談を受け付けるという、一種の概念的なモデル図として、こうした文章を書かせていただいております。そして、具体的な話でございますが、東京都におきましては、若者総合相談センターの若ナビαというものを設けまして、現状では電話、メール、そして来所による相談を受け付けまして、必要に応じて関係機関につないでいるというような構造を持っているというところでございます。

こちらが若者全体というところでございまして、次の（２）が具体的にひきこもり等の問題を抱えた場合にはどうなるのかということで、また、こちらモデルとして、こちらの文章を書かせていただいているというところでございます。こちらにつきましても、ひきこもりの状態をまずは認識すると。こちらは問題意識のところと多少重なるところではございますけれども、認識するまでに時間がかかるというところもございますので、支援機関、団体が周知をして、問題意識を持っていただくというようなところからまずは始まりますという形になり、そして問題を感じた場合には支援機関に相談し、そして、東京都の場合には、ひきこもりサポートネットがございましてというご紹介になっております。これに加えまして、民間支援団体も積極的にこちらの取組をしていただいているところでございます。これらの支援者でありますとか、行政機関の担当職員、現状では、講習会等に参加しまして、できる限り知識を習得するとか、日常の支援活動を通じまして、能力向上に努めているというところでございます。

あとは、こちらの不登校、ひきこもりの若者につきましては、過去に不登校の経験している者が多いというところでございますので、こちらは教育庁さんの施策ではございますけれども、教育相談センターなどで、しっかりとこちらの支援を行っていただいているというところでございます。

そして、こちら、いずれ就労という形で、社会に、困難を克服するということになります

けれども、こちらは就労支援というところで、地域若者ステーションや東京仕事センターというところで就職活動のサポートを受けるという形で困難を克服していくというのが、モデルとしての流れというところになっているところでございます。

そして、次ではございますけれども、こちらは非行の場合でございますが、非行少年につきましては、家裁の送致、そして審判を経て保護観察所での更生、そして少年院等での矯正教育を受けたという場合に、そして最終的には社会に復帰していくと。モデルではございますけれども、こうした社会復帰のモデルが考えられているところでございます。

こうしたものを効果的に行っていくためにも、社会を明るくする運動するというところで、こちらの更生する人たちについて、きちんと戻ってきていいということでの理解を深めるとい話をしたりだとか、こちらを支援しなきゃいけないという機運を高めるということをや、まずは社会の受け入れる体制をつくろうというふうに努力しているほか、保護司の方々が定期的に面接を行い、生活上の助言や就労の手助けを行っているというところもでございます。

こちらにつきましては、保護司、保護観察機関が、就労した後でありますとか、途中でもいいのですけれども、こちらにつきましては、場合によっては、ちょっと何か他の問題を抱えているというようなことも多々あると思いますので、その場合には、若ナビαにつきましても、非行専門の相談員が配置されておりますので、幅広く相談を受け付けるという形の対応をとっているところでございます。

これに加えまして、再非行防止に向けた取組というところでございますが、協力雇用主制度という制度が設けられておりまして、こちらにつきましては、就労をまずは確保するというところでもございますし、更生保護施設におきましては、矯正施設出院後の若者を一時的に受け入れるなどの対応をとるとい、一応のモデルが構築されているというところで、取組の一覧というものを書かせていただいたところでございます。

細部が抜けてはございますが、こちらは必要に応じて追記することを考えているというところでございます。

○部会長 どうもありがとうございました。

事務局のほうから、現状の若者への支援というところで、全体に対して、あるいはひきこもりの人たちに対して、非行歴のある人たちに対してということで、国レベル、東京都のレベル、市区町村レベル、いろいろ全体を描いてという形で書いていただいておりますが、いか

がでしょうか、これについてご質問とかご意見とか、また自由に出していただければと思いますが。

はい、どうぞ。

○藤井警視庁生活安全部少年相談担当課長代理 警視庁ですけれども、(3)の非行歴を有する若者への支援のところなんですけれども、この五つの丸で言いますと5番目に当たるのかなと、再非行防止に向けた取組というところになると思うんですけれども、今の警察は、補導するとか検挙するとか、要するに子供を捕まえるだけでなく、捕まえた後、補導して声かけた後、それで終わらずに、立ち直り支援活動というのを広くやっております。国全体でもやっていますし、東京都の警視庁でも、少年センターが中心になって、いろいろな体験活動、農業体験とか、ボランティア活動ですね、前も話したかもしれませんが、少年補導員のボランティアの方から、折り紙を教わったら、今度は教わった折り紙を幼稚園に行って子供に教えに行くとか、そういう体験をさせるとか、あるいは勉強のおくれで困っている、補導歴のある子で勉強のおくれのある子については、就学支援、これは学生ボランティアに参加してもらっているんですけど、そういう就学支援とか、あるいは若者ハローワークと提携した就労支援活動なども行っております。警察も、そのような、今、取組をしているというところを5番目の丸の中に入れていただけるとありがたいと思います。

○部会長 そうですね。育て直しとか、立ち直り支援とかというのは、非常に熱心にされていますから、その部分も少し入れていただくということは必要かと思います。

特に、今、後段でお話がありましたけど、ボランティア活動を随分導入されているんですか。

○藤井警視庁生活安全部少年相談担当課長代理 はい。例えば、学生ボランティアですね。今までは被害少年サポーターと言いまして、どちらかと言うと相談に来ている子供の中で被害少年サポーターという学生ボランティアが個別に面接とかをしていましたけども、それに加えまして、少年補導員でも、今、大学生のボランティアを希望者にやってもらっていて、そういう学生ボランティアにも、こういう立ち直り支援活動のときに参加してもらっているという状況でございます。

○部会長 ということで、大学の例を言いますと、大学は、だんだんボランティアという言葉を使わないところも出てきていて、サービスマーケティングという言葉に置きかえたりもし始めていますね。つまり人に何かをしてあげるサービスを学習するという考え方に変えたりして、

奉仕というものから離れようということもやっていますので、今のお話は、そういうところも入っているかなという気もしました。

ほかにいかがでしょうか。

はい。

○萩原産業労働局雇用就業部就業施策調整担当課長 すみません、雇用就業部でございますけれども、就職関係の就労支援の関係なんですけど、恐らく前々回のときに私の前任のほうからも話はあったと思うんですけど、ワークスタートの事業ということで、要は何しろ就職活動に踏み出せないような若者を対象に、グループワークとかをしながら、就労というふうな気持ちにさせていくというか、そういう一步を踏み出すためのセミナーみたいなものを行っているんですけど、やはりここはなかなかアプローチの仕方としては、要は若者たちに訴えていてもなかなかというのものもありますから、保護者向けの説明会とか、あと、そういった就労支援等を行っているスタッフの方向けのセミナーなんかも実施しながら、そういったところで、困っている保護者様の案内を受けて、実際にこのセミナーに参加していただいたりとか、スタッフの中で、そのセミナーを聞いてみて、「あっ、この子だったら、もしかしたらこのセミナーを受けてみたら就業のほうに向いてくれるんじゃないか」とか、そういったことでご紹介を受けたりとか、そういったことで、今年度も4月から新たに事業を始めているんですけど、そういった保護者とか、そういった機関の紹介で、実際にセミナーのほうに参加していただいている方はおりますので、書きぶりはもう全然いいんですけど、一応、実態として、そういうのがありますというのと、あと、実はなんですけど、非正規の関係の事業なんですけど、若年の非正規の事業は、30年度に再構築いたしまして、今、就労準備性の低い方から高い方まで、3段階に分けてセミナーを、今年度からの事業なんですけど、きめ細やかに実施していこうということで今実施しておりますので、ですので、まさに就労準備性の低い方の事業なんですけど、若年者就職力アップ事業という事業ではあるんですけど、そういったところでは、本当にもう社会人としての基礎的な知識というか、要はコミュニケーションとか、そういったところのとり方とか、そういったものを身につけていただいて、要は逆に仕事センターのほうで就業支援のほうのメニューのほうに結びつけるというか、そういった新たな事業なんかも展開しておりますので、一応、この場でご紹介のほうをさせていただいたというところでございます。

○部会長 どうもありがとうございました。

今のことも、非常に支援の質が包括的になってこようとしている感じがしますですね。保護者・指導者への支援も含んで入ったり、また、レベル分けというんでしょうかね、働ける度合いを分けていって、かつての若者自立塾のときの強烈さとは大分変わってきましたですね。ということで、そのような非常に柔軟な対応をされているということは、今お聞きして思いました。それも少し入れていただくということでしょうかね。

ほかにはいかがでしょうか。どうでしょうか。

○坪井委員 触れるべきかどうか、ちょっとあれなんです、不登校への支援というふうに書いてある以上はというかですね、ひきこもり支援と違って、不登校への支援というふうに書くとなると、過去の不登校なのであれなんです、いわゆる不登校支援のいろいろなことは別に、ことしの2月にできた教育機会確保法という法律ができましたですね。学校で学ぶ以外の、それは教育委員会のほうがお詳しいのかもしれませんが、そうした教育の機会を確保していくと。学校へ戻ることだけじゃなくて、フリースクールも含めて、いろんな機会を確保していくという取組があるということなので、学校復帰等に向けた支援というふうに書いてしまうと、ちょっと狭過ぎるんじゃないかなというのがあって、これは不登校支援のための研修じゃないので、そこまで詳しく書くかどうかは別にしても、教育機会確保法ができていくことからすると、そうしたもう少し広いまなざしを持っていただいたほうがいいのかなというふうに思います。

○部会長 いかがでしょうか。

○中嶋教育庁指導部企画推進担当課長 教育庁です。

今のご意見のことを踏まえまして、ここに学校復帰等という、「等」は書いてはあるのですが、今お話しいただいたように、やはり教育委員会のほうでも、教育支援センターは適応指導教室という言い方をしていましたけれども、それに向けて各市町村が充実させるような支援を行っていますし、また、実は東京版の新しいやはり不登校支援、子供たちに新しい学びの場をつくるということで、分教室型の不登校特例校というのを全国に先駆けて設置したというような経緯もあります。やはりさまざまな、学校に戻るということではなくて、やはり子供たちがしっかり学びの部分の確保するために、別のものを確保するという取組をしていますので、そういう部分も盛り込むことも可能かなというふうには思っております。

以上です。

○部会長 今、ちょっと出たんですけど、実は適応指導教室という言葉を使わなくなってきた

いるんですね。適応を指導するということが、もうそもそも学校復帰のような、適応という言い方が非常にある種の価値を含んでいることで、それで今の支援センターというような表現になってきていますが、そういうふうな支援の質を変えていく方向性が非常にあるかと思えますね。その辺をちょっと書いていただく。

それと、同じように、やっぱり今お聞きしながら思いましたけど、家族支援ということも東京都は熱心にされてきたのかなと。ですから、アウトリーチ支援ですよ、これはほかの都道府県がうらやましいと言っているぐらい、5回無料というやつですけど、ああいったようなものも、こういうところで少し触れていただくのもいいかなというふうな気がしますね。制度的にきちっとやっているところって、実はすごく少ないんですね。ですから、一方で個人の家族とか、本人の状態に応じて何かを対応していこうという、かなり個に応じた支援というものが行われている例だと思います。ひきこもりサポートネットが事実それをやっているわけですけど、書いていただいてもいいかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。こういった全体の支援の今や現状について、ほかにどうですか。

○坪井委員 これもやっぱり児童福祉のほうの支援を全く触れなくていいんでしょうかという、社会的養護において行われている支援は、どう言ったらいいですかね、非行少年であっても、ぐ犯も含めて、児童福祉の分野で育て直しをしているというのもありますし、自立援助ホームなんかはまさに、そうした子供たちの居場所になっているので、その視点も非行歴を有する若者の支援のところに来るのかなと。家庭を奪われた子供の支援にするのか、ちょっとどこに入れたらいいのか、あれですが、少なくとも、ここに書いてあるものだけだと居場所支援がない、非行歴を有する子供の居場所支援がない、居住場所支援がない。それは児童福祉司が主にやっていると思うんですけど。どうでしょうか。

○若年者対策担当課長 私どものほうでは若者の相談支援の対応ということで、ひきこもり、ニート、非行歴を有する若者ということでやってますので、社会的養護全体というと、なかなか今回の整理の中では難しいと思うんですけども、非行歴を有する若者という視点で関連する部分を記載するというのは、どこまでできるか、検討させていただければと思います。

○部会長 きっと若者支援というところに特化した形でここの分担があるように思いますね。ですから、児童の問題ももちろんあるんですけど、書きぶりとしてはきっと若者を見たときに児童部分にも支援とか福祉が必要ということになってくるのかな、ということになっているかと思えます。

○坪井委員 ただ、非行少年への支援になっているので、少年院から戻ってきた子供をどこで受け入れてるかとか、そういうことです、現状行われている。

○若年者対策担当課長 そうです。矯正・更生保護の世界と福祉サービスの間でどうしても切れ目があるとか、そういうのもいろいろご意見はいただいていますので、若者支援という視点から書ける部分があればというふうには思います。

○部会長 入り口が若者のほうへ来てて、裏側として今のようなお話につながっていくんだと思うんですが、その辺の書き方を工夫していただければということ。

ほかにいかがですか。

○河野委員 ちょっとこの中に医療とか、そちらの枠組みのほうに余り記されていないかなと。前の回でも医療との連携というテーマになってたと思うので、最低限、保健所さんであったりとか、精神保健福祉センターも相談機関として、ここへ入れといたほうがよろしいかなと思います。

私どもも、民間支援団体の取組を、若者社会参加応援事業としてやってるんで、その辺の、特徴をもうちょっと厚目に書いていただけると、これは非行部分にもつながってくると思うんですけど、居場所であったりとか、段階的に経験を積んでもらうような場であったり、ここにはそれぞれの得意分野を生かした支援というふうに記してありますけど、かなり幅広くなり、今は団体数も増えてるので、もうちょっと詳細に書いていただけるとありがたいです。ここはもう東京都の独自の取組だと思うので、ぜひ入れていただきたいなと思います。

○部会長 今のお話はきっと、この次のフェーズの部分というか、この後、検討するところでも出てくるかと。医療との連携。今の部分というのは、先ほどの児童福祉と同じように、やっぱり入れる側面として重要なところなので、どこかで触れていただく。医療関係、特に精神保健の部分というのは重要なので、また触れていただく必要はあるんじゃないかと思いますが。よろしいでしょうか。

○若年者対策担当課長 そうですね。ひきこもりの支援でも、ひきこもりサポートネットで都でやっている取組と、あと民間支援団体等ということで、この辺に精神保健福祉センターとか保健所とか、その辺のところを盛り込んでいければというふうには考えております。

○部会長 では、時間的なこともございますので、一旦ここまでで区切らせていただいて。皆さんから貴重なご意見ありがとうございました。

残りの時間、次のページから出る、社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援にお

ける課題というところをご説明いただいこうと思います。そしてここでもまたご意見をいただくということで、自由にご意見いただければと思います。じゃあ、お願いいたします。

○若年者対策担当課長 それでは、今の資料3の意見具申のイメージの続きですが、5ページをごらんいただければと思います。5ページから7ページまでが課題ということで、取りまとめをしております。今まで委員の皆様からいただいた意見等を三つのフェーズごとに取りまとめをしております。

それでは、まず一つ目ですが、支援が必要であるが、支援の必要性を認識していない若者やその家族ということで、ここはアイウということで大きく三つに分けておりまして、アが抱えている困難そのものの認識がない場合。イが、困難があることを認識しているものの、相談を躊躇している場合。あと、ウが、若者や家族に対して支援に関する情報が不十分な場合ということで、ここもちょっと段階的には三つみたいな感じで、分けております。

主なところを見ていきますと、例えばイの部分ですね。相談を躊躇している場合という場合には、一つ目のポツのところですが、個人や家族が自己解決すべきと思っているケースもあるということで、この部分については後ろのほうに「若者、家族」ということで書いてありますけれども、この分類につきましては、この課題については誰の課題なのかということで、ここは若者本人や家族の課題であるということで、第6回目でも自己責任論の話がございましたが、その部分の課題ということになっております。

あとは、ウの情報十分届いていないという部分ですけれども、一つ目のところですが、インターネット広報でも工夫しないと、若者のネット上の生活圏に、うまく伝わらないということです。これも第6回目のところでご意見をいただきまして、情報を押し込むような広報が必要だというご意見もいただいております。

あと、ウの最後のポツのところですけれども、非行の場合には社会の理解が十分でなく、支援に関する情報そのものが少ないという課題も上がっております。

続きまして、2番目の、支援の必要性は認識しているが、どの相談機関に相談したらよいかわからない若者やその家族ということになっております。

ここは、アからエまで、四つに大きく分類をしております。

アにつきましては、複合的な課題を抱え、相談先が不明な場合。

イにつきましては、相談しやすい窓口や支援機関が見つからない場合。

裏面に行きまして、6ページになりますが、ウとしまして、所属や関係が途切れることに

より相談先がなくなる場合。

エとして、相談機関を利用しづらいと感じる場合ということで、分けております。

それで、6ページのところで、主なところになりますが、相談しやすい窓口や支援機関が見つからない場合ということになってはいますが、6ページの一番上のところで、判断するために十分な情報が届いていない。これは若者本人やご家族もそうなんです、支援機関も情報を届けるという部分では課題ではないかということで、書いております。

あと、その次の部分になりますが、身近な地域においてどのような内容の相談にも対応し、適切な支援機関にリファーできる相談機関が十分整備されているとは言えないということで、この部分も課題の一つというふうに考えております。

あと、次のウの所属がなくなるというところなんです、二つ目のところで、非行の場合は警察、保護観察所、保護司等、多くの機関や専門家がかかわるケースもあるが、段階ごとに途切れ、保護観察期間が終了すると相談先がないという課題もございます。

あと、エのところですが、相談機関を利用しづらいと感じる場合ということで、身近な地域では相談したくないとか、行政の相談機関は、とか、民間の支援機関はということで、それぞれケースごとに利用しづらいと感じる場合があるというご意見もいただいております。

続きまして、三つ目のフェーズになります。相談したが、適切な支援機関につながらない若者やその家族ということで、こちらのほうはアイウということで、三つに大きく分かれております。

アとしましては、抱えている困難が十分に伝わらず、相談の入り口段階でつまづく場合ということで、最初のところに書いてありますが、困難を抱える若者は自分の困難を伝えるのに時間がかかるということがございます。

あとは、三つ目のところですが、支援がうまくいかない場合、支援者への不信感から相談をやめたり、他の窓口相談するなど、不安定な状態になることがあるということもございます。

次のイの部分になりますが、支援機関が適切に見立てたりリファーすることが難しい場合ということで、この部分につきましては、先ほどのアの裏返しの部分もございますが、なかなか相談者から困難な状態が十分伝わらない場合に、十分な見立てができないという部分になってきまして、それによって支援のミスマッチが生じたり、たらい回しというようなこともある、ということになっております。これは支援機関の課題ということになっております。

続きまして、7ページのほうをごらんください。

ウとして、連携不足や支援機関の切れ目が生じている場合ということで、医療機関との連携は重要であるが、個人情報の制約もあり、連携は難しいという課題も出ております。

最後、非行の関係ですけれども、矯正の施設を出た後の住居の確保が重要ということですが、けれども、矯正・更生保護、児童福祉、警察との連携体制が十分でない場合があるので、再犯を繰り返してしまうこともあるという課題も出ております。

ここまでが三つのフェーズの課題ということですが、最後に、三つのフェーズ以外に必要な支援ということで、若者が抱えるさまざまな困難は、社会全体の問題として受けとめ、若者の自立を後押ししていくことが重要であるという部分と、全ての若者が元気で生き生きと暮らせる社会の実現のためには、子供のころからの環境づくりも大切であるというところで、課題として挙げさせていただいております。

課題につきましては、以上でございます。

○部会長 どうもありがとうございました。

ずっとここで議論してるタイムラインといいますか、フェーズですね、困難さの進行に応じて対応策を考えようということで、それを整理していただいたと思います。第1ステップから第3ステップまでと、そういったもの全体を包み込むようなものというので、全体の支援というものも紹介していただいたかと思います。恐らく最初の三つのフェーズというのは、どちらかというと、もうターゲットになる人を想定してできているもので、最後のものは、もっとポピュラーなアプローチ。生徒指導なんかの世界では、ターゲットアプローチとポピュラーアプローチと言いますが、全体のいろんな人にかかわる問題が最後に出てくるということだと思います。

基本的にはそれぞれのフェーズについて、どういうことを考えたらいいいのかというご意見をいただきたいんですが、フェーズごとに本来は区分けしたほうがいいのかもしれませんが、まずはとにかく、このフェーズのこのところにもうちょっとこういう対処策だとか、こういう点を考えてほしいというような、そういうご意見をいただくということで、どうでしょうか。

○若年者対策担当課長 すみません。対応策のほうもとりあえずご説明させていただきまして、あわせてご意見をいただくような感じでもよろしいでしょうか。

○部会長 そうですね。対応策のほうを、ちょっとやっていただいて。

○若年者対策担当課長 8 ページから各委員の皆様からいただいたご意見ということになっております。

この部分については、先ほどの課題を受けた対応策ということで、これまでの部会でいただいた意見を羅列しております。特に、黒丸の部分がございますが、この部分につきましては、意見具申を取りまとめるに当たりまして、より具体的にご意見をいただきたい部分ということで、例えば誰がどのように行うのかというようなところも、具体的なご意見をいただければというふうに考えております。

それでは、一つ目のフェーズですけれども、第1の、支援が必要であるが支援の必要性を認識していない若者やその家族ということで、一つ目の黒丸の部分ですけれども、社会の構成員の全てがその問題を自分のこととして捉えてくれるよう、啓発を行っていくことが必要であるということで、これも具体的なご意見をいただければと思います。

二つ目のところは、自己責任で解決すべきという認識が根強いということなんですけれども、温かいメッセージを伝えるとともに、寄り添いながら継続的な支援を行っていく必要があるということで、寄り添いながら継続的な支援ということですが、この辺も具体的なご意見をいただければと思っております。

あと、第1フェーズの最後の黒丸ですが、地域で支援を行っている人、民生・児童委員とか地区委員の方がいらっしゃいますが、身近なところにいる困難を抱えている若者やその家族を認知し、支援につなげることができるよう、支援機関、団体に情報を伝えていくことが必要であるという意見をいただいております。

続きまして、第2フェーズですけれども、支援の必要性は認識しているが、どの機関に相談したらよいかわからない若者やその家族ということで、一つ目のところでは、相談窓口の存在を、SNS等、多様な媒体を通じて広報していくことが必要であるというご意見もいただいております。

それでは、次の9ページをごらんいただければと思います。

9ページのところの黒丸の部分になりますが、東京都の若ナビαでは、広域自治体として、相談窓口として、先端的な取組を行い、その経験を蓄積し、区市町村へ還元していくことが求められているというご意見をいただいております。

あと、その次ですが、若者本人や家族が相談に来た場合、どのような支援が適切か、見立て、どのように支援を進めていくかをコーディネートする体制の構築が求められるというこ

とで、この辺も具体的なご意見をいただければと思っています。

続きまして、第3フェーズですが、相談したが、適切な支援機関へつながらない若者やその家族への対応策ということです。

一つ目のところですがけれども、困難な状況を正しく伝えられなかったり、感情をうまく伝えられない若者のため、意見を表明できるような代弁者を選任すべきということで、代弁者の部分についてもご意見をいただければと思います。

次が、複合的な問題を抱えていたり、問題が不明確な場合があるため、初回の相談時には、見立てを間違わないように、幅広い視野を持って相談対応を行うことが必要だということで、支援者側の立場の部分ですが、ここにもご意見をいただければと思います。

あと、最後、黒丸が三つございますが、支援が定着しているかを確認することが必要。

あと、次のところは、住む場所がなかったり、帰る家族がいない場合は、そうでない者より困難の度合いが高いところがあるという意見が出ております。

あと、最後に、非行歴のある若者の再犯を防ぐためには、雇用につなぎ、生活を安定させることが重要ということになっています。

裏面の10ページをごらんいただければと思いますが。

10ページのところが三つのフェーズ以外の大きな考え方の部分になりますが、三つございます。

内閉化している若者たちの社会を開かせていくような取組が必要である。

次が、同世代だけではなく、異なる世代の視点を入れることが重要である。

三つ目が、社会全体で困難を抱える若者への理解を深めることが大切であるということです。

特に、この三つについては、まだ具体的に余り意見をいただけていませんので、具体的なところまでご意見をいただけるとありがたいと思っています。

ご説明は以上でございます。

○部会長 どうもありがとうございました。

対応策として、皆さんから出していただいているものを整理していただいたものが、ここに書いてありますので。

○若年者対策担当課長 すみません。もう1点だけ、説明が不足しておりました。

ご意見のほうをいろいろいただいております、今日もいろいろご意見をいただくという

ことですが、いただいた意見を、出そろった意見を踏まえまして今後具体化するということですが、その中で具体化が可能なものを素案としてまとめていければというふうに考えてますので、その辺ご了承くださいねと思っております。

○部会長　ということで、それぞれのフェーズの課題と、そして対応策として今、出ているものなんですけど、もっとさらに踏み込んで、皆さん方のご経験に合わせて、こういうことを考えていただかないか、ということを出していただければと思います。ですから、課題と対応策、両方セットにさせていただいて、それぞれのフェーズについてご意見いただければというふうに思います。

さっきもお話ししましたが、第1から第3までの、いわゆる、あるターゲットの人たちに対しての部分と、それから全体のポピュラーにやる部分とがありますので、まずはどうでしょう、ターゲットの部分の三つのフェーズ、分けて考えてもいいですが、まずはご意見として、どこからでも、まずいただいて、そして交通整理しながら進みたいと思いますが、いかがでしょうかね。

第1フェーズから第3フェーズのこの部分で、課題の書き方と、それから対応策の部分について、何かご意見があるものをどうぞ出していただきたいんですが、どうでしょうか。大丈夫ですか。

はい、どうぞ。

○土井委員　今、課題と対応策がセットになっているという部会長からの話がありましたが、同時に、先ほど説明していただいた現状と課題もセットになっているはずで、先ほど現状のところに出てきた一つの論点であった自己肯定感の問題が、恐らく課題にもかかわっていると思うんですね。

今の第1フェーズで言うならば、例えば1の2でしょうかね。困難があることを認識しているものの、相談を躊躇、支援を求めない場合というものです。これは自己責任論だけではなくて、それこそ自己肯定感が低いと、相談していいのかなというふうに思ってしまうと思うんですね。自分が相談に値する人間なんだと、ある程度の自己肯定感がないと、多分相談に行かないと思うので、相談に行かないってこと背景には自己肯定感の低さというものもあるように思うので、ここは少し現状のところとセットで書き加えられてもいいかなというふうに思いました。

恐らく、それは後半の対応策につながってくると思うんですね。そうすると、どうやって

自己肯定感を育てていけばよいのかという一般論の問題につながっていくので、そこは一つのセットで考えたほうがいいかなというふうに思います。

○部会長 いかがでしょうかね。今の問題は、いろんなほかの問題にもほぼ共通してて。

中退者を調査させていただいたときも、同じことが出てて、中退者は中退の原因を自分に求めたがるんですね。自分がちゃんとしなかったからやめてしまったということで。だから、相談や支援を求めるに値しないという話がすごくたくさん出てて、今のご指摘と非常に相通じてるんじゃないかなというふうに思いました。

ですから、そういう点では確かに、何というんでしょうか、自分の問題だけというふうに考えて、自分を責めてる限りは、相談に行くというのは確かに困難がありそうですね。そこを改善するようなこと、そのための方策を書き加えていただくということが要るかと思いますが。

具体的に何かございますか。例えば自己肯定感を高めるにはこんなことが、とか。

○土井委員 それこそ、先ほどご説明のあった、一番最後の最後で、具体的な案がないとおっしゃられたところになってくると思うんですね。内閉化している若者たちの社会を開かすってことが必要だと。閉じているので、なかなか自己肯定感を育まれないという面もあるわけですから、これはいわゆる相談業務では難しい。相談支援という範疇では多分、待ってたんじゃないだめなことだと思うんですね。

どうやって自己肯定感を育てていかせるかというときには、むしろ、何でしょうね、若者たちに自分が何か、難しいですが、何か他人に必要とされた経験があるとか、あるいは何か自分が役に立ったという思いを持っているとか、何かそういうものが少しでもあると、それが自分の自信につながって、自己肯定感につながって行って、だったら自分だって相談していいんだというふうになっていくと思うんですが、なかなかそういう、自分が、昔だと地域の祭りだったりとか、祭りの中で自分にも役を振られるとか、そういう中で、ある程度の自己有用感というんでしょうかね、自分が役に立った、社会で役に立った、地域で役に立ったという感覚が持てれば、それが自己肯定感につながっていくと思うんですが、今そういう場がなかなかなくなってきているのではないのでしょうかね。

だとすれば、何かそういう意味での取組、つまり相談を待っているのではなくて、何か若者たちが自己有用感を持てるような場をつくってやるような、今申し上げた伝統的な地域の祭りのような、それにかわるようなものですよ。そういう何かを、若者自身が何か周りか

ら求められたとか、役に立ってもらえたというふうに思える、要するに簡単に言えば「ありがとう」と言ってもらえたってことですよね。そういうきっかけを持てるような、何でしょうかね、イベントでも何でもいいんですが、そういうことが多分、まずは必要になっていくのではないかなと思います。

ですから、それは従来の相談業務とはちょっとスタンスの違う問題になっていくのではと
思っているのですが。

○部会長 今お聞きしてて思ったんですけど、隣に河野委員がいらっしゃるのに僕が説明する
のもあれなんですけど、「育て上げ」ネットさんが就労支援という形でやるときに、例えば柿と
りボランティアなんていって、農家の柿の木、柿の実をとってあげて、お年寄りがとれな
いから、それで結構感謝されてってことで。ひきこもりと言っていいかわかんないで
すが、参加に躊躇するとか、一歩が踏み出せない人に、これが結構効果的というお話を
承ったことがあるんですよ。

恐らく今の話もそういうものに通じていて、社会参加の入り口というんでしょうかね、あ
るいは社会参加のための場づくりというんでしょうかね、そういったようなものに何か一つ、
力を注いでみるということは要るんじゃないか。私もそれはあるんじゃないかなというふう
に思いますね。

こんなような形でどうでしょう。ほかに、皆さん、いかがでしょうか。

○河野委員 今の件なんですけど、ひきこもってしまったら、そういう参加の場に来てもら
うということが大変なんで、何かモデルになる、わかりやすい事例みたいな部分をどうアピ
ールしていけるのかが重要だと思います。今の状態のこういう自分でも、そういう部分に参
加できるんだとか、当てはまるんだなというような、そういったところから、当事者に関し
て言えば理解してもらえるようなアプローチが必要かなと思います。

保護者に関してもそうだと思うんですけど、当事者がなかなか相談に行かないから、親だ
け行ってもしょうがないだろうというような。いや、全然、親から、親の相談からで構わな
いんですよというように。

なるべく長い文章じゃなくて、短くアピールできるような、簡単な事例みたいなのをどん
どん発信できるとよろしいのかなというふうに思っております。

○部会長 どうでしょうか、それは。

じゃあ、続けてどうぞ。

○村上委員 先ほど社会参加という話がありました。保護司、更生保護女性会員及びBBS会員が保護観察対象の少年を導いて社会参加活動というのを今でも全国でやってるわけですが、東京都内の調布というところがございます。そこでは深大寺というお寺がありまして、そこで非行少年と。

それから、これはちょっと、さっき非行のところでちょっと話をしたいなと思ったんだけど、BBSってご存じでしょうかね、皆さん。Big Brothers And Sisters Movementといいまして、要は非行少年というのは大体、非行少年ですから若いわけですが、保護司さんとの年代差が孫みたいな感じで、大変年齢差があって、なかなか話が合わないといったようなことも多少あるわけ。そこを埋める意味でBBS会員というのが東京都内にも何百人かいるわけですが、その会員を使って、要は余暇活動を健全なものにしようということで、保護司さんとの間に入れて、そして少年、非行少年たちと活動と一緒にするというようなことを実際にやってるわけですね。

その一環として、先ほど言いました調布の深大寺でもって、あそこには農場がありますから、芋を掘ったりとか、垣根をつくったりとか、もしくはお寺で仏具を磨いたりといったようなことで、本人たちがそれをやることによって、お寺の人たち、もしくは周囲の人たちから喜ばれて、有用感といいましょうか、自己肯定になるのかもしれないけれども、そういうものを得られて、そして自分も必要とされているんだということを感じとって、積極的に仕事をしたりといった、学校に行ったりとかというようなことができるようになっていく。要は、みずから、自分から動いていくような姿勢ができつつあるというふうに私は思っています。

そういう社会参加活動を利用するというのも一つの方法じゃないかなというふうに思うわけです。ですから、そういうのも一つ、利用の方法として考えていただいたらどうかなというふうに思います。

○部会長 どうでしょうかね。今のお話でもそうなんですけど、私も思うんですけど、保護司さんが高齢化されちゃっていて、そうするとやっぱり世代間ギャップのほうに先に立っちゃってるときがあるような気もするんですね、全部とは言いませんけど。だから、媒介に大学生とかを入れて、関係性を緩やかにしていくとか、そういう方法論というのは一つあっていいんじゃないかな。だから、立場は違うけど同世代の人が入るとか、そういうことによる関係のあり方の変化が、案外参加に重要かなということだと思いますね。

そういうような例というのを、先ほど河野さんがおっしゃったように、例えばですけど、紹介してほしいですね。やっぱりリカバリーできるケースがないと、なかなか多くの方が相談というようなところに来れないでしょうから、成功例とまでは言わないけど、変化した例みたいのを、今のような事例として挙げていただかないと、何か手応えがないと先に進めないんじゃないでしょうかね、ご家族だとか、ご本人は。だから、当事者の方々にリカバリーの事例を提示しながら、例えば保護司さんとBBSの人が一緒にやりながらやれば、こんなことができたというようなことを言っていただくと、参加できる一歩目は、かなり確実にあるんじゃないかという気がしますよね。そういうところはありますね、河野さんのお話。

ほかにいかがでしょう、ちょっと私のほうで今、加えましたが。

はい、どうぞ。

○土井委員　せっかくなので、単なる情報提供ですけども。私が勤務しております筑波大学でも、今年度、BBSができたんですけども、きっかけになったのは、学生が墨田区の広域BBSに出ていたのがきっかけになったんですね。それと同時に、今、早稲田大学にもBBSがありますけども、早稲田大学の学生もやはり墨田区のBBSに出ている、きっかけを持っています。ちょうど立教大学で今つくろうとしていまして、きっかけになったのはやっぱり墨田区のBBSなんですね。結構、墨田区のBBSって、先にやってらっしゃるので、ちょっとそこで情報収集されると何か新しいアイデアが得られるかもしれません。

○部会長　そういう先端的にやっているところがあると、大学生が巻き込まれてるので。

ただ、すごく変なことを言いますが、私、ひきこもり経験の方にお話を大学ですていただいたときがあるんですね。ご自分で、自分のことを紹介されたんですよ、私はひきこもりのことがありましたと。そうしたら、その後の感想の中に、驚くような感想が時々にありますね、ひきこもりの方もちゃんと普通にしゃべるんですね、なんていう感想が出てくるんですね。そういう違和感とか距離感というのを埋めないと、実は問題に立たれてる方々の、ある種の排除というのは埋め合わせられないというふうに、非常に思ったんですね。

ですから、非行の方の場合も同じで、何というんでしょうか、すごく自分と違うというところに立っちゃうものですから、我々の世代のような、何かいろんな階層の人が一緒に暮らしている時代と違うもんですから、さっきの内閉化というやつの中では、その距離感を一回埋めないとスタートできないことがあるように思いますね。

○土井委員　ついでなので。再犯の問題を考えると、ちょっと道を外した少年に対してや

やっぱり一番厳しいのは同世代なんですよね。それはやっぱり内閉化があると思うんですけども、自分たちと同じような人間なんだという意識がなくて、もう違う人だという意識を持ってしまってるので、やっぱりそれは同世代に交わる必要があるかなというふうに、それは非常に思いますね。

○部会長　そこを記録しながら進んでください。

じゃあ、どうぞ。

○坪井委員　コーディネーターと代弁者の部分なんですけれども、これは非常に、もし一歩踏み出すとしたら、大変なことだろうというふうに思うんです。簡単に制度化できることではないというふうに思っています。だからこそただけれども、東京都の相談窓口が先端的な取組をできるかどうかにかかっているだろうというふうに思っています。

やはりコーディネーターになる方にも、それはもう人材によっちゃうんですけど、コーディネーターになる方がどれだけこれから集められるさまざまな情報を本当に把握して、そして相談者の話を聞きながら、その方に寄り添って支援を構築できるコーディネーターが東京都でどれだけ、二人でも三人でもいいんですが、相談窓口に本当にいてくださるか、まずは。そして、そこでどういう支援が構築できるかということが、実践的に提示できないとダメだと思います。

それから、代弁者ということになると、私は弁護士だからなんですけど、弁護士であるとか、社会福祉士であるとかということなんですけど、相談して、コーディネートする人は機関をコーディネートするんですが、相談者自身にちゃんと寄り添う代理人なんです、そういう形でちゃんと会議に出たり、さまざまな窓口と一緒にいってあげるといった活動で。

例えば、カリヨン子どもセンターでは、必ず子供一人一人に弁護士がつくんですが、その弁護士が医療機関にも行けば、児童相談所にも行けば、裁判所にも行けば、みんな、その一人の弁護士がついて回るわけですね。

あるいは、もう少し若者ですと、弁護士会でやっている生活保護受給者支援というのがあって、生活保護の申請に行くために弁護士が付き添って窓口へ行って、そこのお世話をするという、代弁者システムがあるんですが。

それを、だから東京都だけでそれをやるっていったら、すごく大変なんですけれども、司法書士会、弁護士会、社会福祉士会などとそういうチームをつくって、ある程度、若ナビαの代弁者グループみたいなのがあって、その子供さん、若者、コーディネーターの人がこの子

には、この人には代弁者が必要と思ったときに、何というんですかね、登録されてる代弁者グループから、弁護士さんだったり社会福祉士だったり司法書士だったりを配置して、それぞれの報酬の出し方というのも、それぞれに違うので、何とも、東京都が全部出せって言うてるんじゃないんですけど、法テラスなども利用しながら、きちっと代弁者をつけるということがちゃんとできるようなシステムにしておく。

だからコーディネーターの専門的な、本当に力のあるコーディネーターの育成と代弁者システムをつくって、これがもし東京都でうまくいく、若ナビαがそこまでやれるということになっていくと、市区町村でできるよということを示してあげることができるんじゃないかというのが、私が抱いているイメージなんです。だから、それを東京都がやるぞというところまで行かないと、ここで幾ら、いいですよって言うても、何かその制度へ踏み出すのってすごい大変なことだろうって思ってるんですが、ぜひやってほしいとは思いますが、できることしか意見書には書けないということなので、抽象的に書いたってしようがないです。本当に若ナビαがやるぞというところまで打ち出してもらいたいなというのが、願いとしてはあります。

それからもう一つ、これも大きなことなんですが、非行少年の居場所の問題なんですが、これはどうしたって児童福祉の分野と更生保護の分野が協力しないと、共同しないと成り立たない分野なわけですね。

これはカリヨン子どもセンターの子どもシェルターでは本当に苦労してきて、児童福祉と更生保護が本当に縦割り行政になっちゃってて、お互いに非行少年を押しつけ合ってるという、そういう狭間に私たちのシェルターはあった、10年ぐらい前はそうだったわけで。だから、そこがどう協力してくれるかというのが、子供支援には物すごく重要だったんですね。

でも、カリヨンにいる、子どもシェルターに来る子だけに児童福祉と更生保護がかかわってくれててもだめで、例えば東京には18カ所もある自立援助ホームで、少年院から帰ってきた子供を受け入れてくれる自立援助ホームって数えるぐらいしかないわけです。やはり非行少年だということがついてるだけで、児童福祉側の自立援助ホームとしては、やっぱりうちでは無理というふうに、初めから思われてしまうというところが多くて。いや、だから、カリヨンだったら全てに弁護士がつくから、職員さんだけに任せないよと、ちゃんと保護観察官と弁護士もついて、児童福祉の現場の人たちと一緒にやるからというので、うちの自立援助ホームは受けるんですよ、非行少年の子供を。そういうシステムがない自立援助ホーム

に受けてよって言われたって、職員さんたち、無理。

やっぱり非行少年となる子供の育ちというのはすごく問題が深いので、要するに家庭にあって虐待を受けてきた子供だって大変なんですけど、さらにそれに非行が加わってしまっていると、そこで人間不信というのはもう並大抵のものじゃなくなっているから、日常生活とともに生きるというのは、児童福祉の現場の方たちは本当に大変なんです。

なので、ここを、本当に住む場所がない、非行、少年院から戻ってくる子供たちを育て直さなきゃならないんだという覚悟があるのであれば、例えば東京都の自立援助ホームで非行少年を受け入れるようなところには非行少年コーディネーターみたいな方、例えば少年院の法務教官だった方が、退職されている方でもいいから、その方がちゃんと配置できるようにするとかね、そういった制度なしに、児童福祉の現場で非行少年の子供を受け入れてほしいといったところで、絵に描いた餅になる。なので、ここは、何と言うんですかね、縦割り行政を乗り切って、非行少年のための育ての場というところをつくる。やっぱり東京都が相当踏み出さないといけないことだろうと思ってます。

更生保護施設でやればいいじゃないのと、児童福祉の人たちは言うわけですよ。更生保護施設で少年を受け入れられる更生保護施設がどれだけあるか。本当にあることはありますよ、でも、そこは育ての場所じゃないんですよ。6カ月したら住み込み先に送り出すための施設であって、子供を育て直す場所じゃない。やっぱり育て直しは児童福祉の現場じゃないとできないということがあって。

だから本当に難しいと思います、これ。簡単に、これ、書いてある。私もこれが夢なんですけど、本当は、できれば、機関連携が。物すごい大変なことだと思ってます。そのいずれにしても、二つとも、制度としては、踏み出すというのはすごい大変なことだということ。でも、やってほしいと思ってます。

○部会長 もう大変だということは切実にわかります。

ただ、整理して分類してみると、一つはやっぱり、ずっとお話があるように、仲介者の人材の育成というところは、コーディネーターの育成というところは行政がやってくれることがあるような気がするんですね。いわゆる研修みたいなこともありますし、あるいは、ある種の事例の情報提供みたいなこともあるかと思うんですけど、さっきちょっと言った、内閣府なんかアウトリーチ研修を始めたときに、NPOの方が参加されて、賛否はありましたけど、随分定着したというようなこともあります。ですから、やはり具体的な情報を提供し

てあげられる可能性は東京都も持っているということ、そういう意味で人材の育成というのはあるんじゃないかという気がしますね。

それから同時に、そのことと並行して、さっきのは弁護士さん中心でしょうけど、代弁者と言われる人たちの掘り起こしをしようということは、これもできないことはないんじゃないか。

例えば、かつて生涯学習のほうで人材バンクというのがありました。いろんなことができる特技や能力の方をリストで挙げていくという作業、今も定着してるとは思います。

それと同じようにとは言いませんけど、さまざまな代弁者の役割を果たせそうな人たちを、特に市区町村レベルですくい上げていくような作業は、可能などころもあると思うんですね。ですから、後押しというか、それはできることがあるように、お聞きしてて思いました。だから、そこが一つ、まず今のお話の前段だと思います。

後段の居場所づくりについては、これはいわゆるシェルター部分と、さっき土井委員とかが言ってたような、多くの人たちがそこにいて、人とかかわり合える居場所、ちょっと色合いが違ってて。シェルター部分については緊急避難的な対象者がやっぱり非常に多いですから、その部分は今のお話のような児童福祉とか、あるいは医療とかとの連携の中で立ち上げるところがあるだろうし、その色分けですね。緊急避難的に、まずやるところと、もう本当にいろんな意味で、ほっとして、人とかかわれるみたいな話のところを、色分けしてやっていくってことは要るんじゃないでしょうか。

実は後段にしろ、前段にしろ、決して非行少年や、あるいはひきこもりの子供たちだけの問題じゃなくなっちゃってるんですね、これ。例えば外国人にルーツを持つ子供たちの問題なんかは、結局これとほぼ同じになっちゃってて、多くの自治体が現実にやってるんですね、もう。つまり、最初は居場所というつもりじゃなくて、例えば学習が足りないから支援しよう、なんてやってたんだけど、人間関係がないと来ないので、結果、居場所としての機能を持たせ始めているんですね。だから、学習支援とか言っても、居場所機能のほうへ力点が変わっちゃっているというケースというのは、結構多くの市区町村で見受けられます。ですから、こういったような例を挙げていただいて、支援の質についての情報提供をしていただくことは可能だ、というふうに思います。

すみません。勝手な、合っていない話をしてるかもしれません。言ってくださいね。僕に対しても言っていいんですよ。どうぞ。

ほかにいかがでしょうか。今のようなこともいいかと思うんですが、ほか、いかがですか。ぜひここで言うておきたいというところ、どんどん言うていただいたほうが。どうでしょう、こちらの方々で。

○河野委員 今のコーディネーターの部分、本当に支援員の育成というのが必要だと思います。今までは比較的浅いところでの、入り口の部分の講習会が多かったと思います。多分、内閣府でやっている講習に僕も講師で行ったりとかしますけど、比較的浅いんですよね。もうちょっと、コーディネーターの役割をやるのであれば、ある一定、突っ込んだ、時間かけた講習が必要だと思います。

ただ、やっぱり現場を抱えている方々が対象になると思うので、その間、業務を抜けている間どうするのかという。民間でも、いい人材というのはいっぱいいるんですけど、そういうところのいい人材というのは結構重要なミッションを持ってしまってるので、なかなか研修に出せない、そういう背景もあります。

こういう支援員を募集するところで資格ありきはやめていただきたいなというふうに。いわゆる心理士さんであったり、社会福祉士さんであったり、その中にいい人はいると思うんですけど、資格だけにとらわれてしまうと、結構その前の経験値が邪魔になってしまったりとか、そういったこともあるので。本当は、できれば大学とかで、若手の育成みたいなのが、これからは重要になってくると思いますけど。何かそういう支援員育成というのは、ぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

○部会長 そういうご意見、先ほどのことと関連してということですが。

ほかにいかがでしょう、どうぞ。いかがですか、岡田さん、こういうところ。

○岡田委員 私の中では、まず深くやる人、深く支援していく人、でも、これからひきこもりや不登校の子たちって、きっと増えていくと思うんですよ。そうしたときには、やはり広く支援していかなきゃいけないということを前提にしたほうがいいんじゃないかなと思うんですね。そうしたら、資格とか経験値とか、そういうところを追求してしまうと、ちょっと現実性がないのかなと思うので、すみ分けして考えないといけない問題なのかなと、聞いてて思いました。

○部会長 専門性が要求される局面もあるでしょう、深い局面もあるでしょうけど、そうじゃなく、より広がりのある支援というか、かかわり合いを求める局面もあるということで、その色分けが要る。ここも現実そういうことを意識してるかだと思いますけどね。

どうでしょう、ほかにいかがですか、こういうことを。

どうぞ。

○村上委員 意見が出尽くしたら、話をしたいなと思っていたんですが。

これは、要はいろんな問題を抱える若者の支援の方法と言いましょうか、その対策だろうというふうに思うんですが、それ以前、入り口の問題も出ました、入り口が大事だよという問題も出ました、この会の中で話が出ました。もっと前のところで、何かやれないものかなというふうに、私は今考えたんですよ。教育庁の方がいらっしやってますけども、先ほどの、13歳から34歳でしたか、13歳以前のときに何か、そういう教育ができないものかどうかというのを、ちょっと私は考えていたんです。

要は、13歳と言うと、12歳ぐらいまで、小学校6年生ぐらいですか、それまでの間に、ひきこもりとか、そういうものになっている少年もいるかもしれませんが、大体は13歳からとっているということは、その辺ぐらいからが多いんだらうというふうに思うわけですね。そうすると、それ以前の12歳ぐらいのときに、要は小学生ぐらいのときに、学校教育の中でそういうものに対してどういうふうに対応したらいいのか、もしくは先ほどから話がありました、相談窓口の話がありましたけれども、もし自分たちがこうなった場合には、こういうところの相談窓口があるんだよというところを、子供への教育、小学生の高学年に対する教育というものをやらなくていいんだらうかというふうに、私はちょっと疑問に思いました。

それと同時に、やはり子供の問題でも、やはり親の問題にもなるわけですから、親への教育というものも一緒に、同時に進行させていったらどうなのかなというふうに考えたわけなんです。ひきこもりとか、そういうものが起こってから云々ではなくて、それ以前に、こういうものがあるよ、こういうものがあるよということの情報提供をしていったらどうなのかなということで、私は思っているんです。

それからもう一つの問題としては、親子以外に社会の問題が出てくるだらうと思うんですね。社会に対しても、こういうことが起こった場合にはこういう相談窓口がありますよということも社会、地域社会に住んでる人たちに対して、それを、情報を流すということも、これは一つ大事じゃないのかなというふうに思って。

三者、子供、親、社会に対する教育と言いましょうか、教育と言ったらなんですけども、紹介と言いましょうか、そういうものも、これに書けるかどうかは別にしましても、そうい

うことも今後考えていっていいのではないかなというふうに思ったわけで。

ちょっと駄弁になりましたけども。

○部会長 この間もちょっと、それ、出てましたね、早期対応という。

情報提供、また中退の話で申しわけないんですけど、中退も、中退のフォローをする機関の情報を高校の入学者に対して提供することに、すごく抵抗あったんですよ、最初。それをやったんですよ、最近やってるんです。教育委員会のほうがご存じだと思いますが、やってるんですが、すごく影響力が大きくて、効果があると思うんです、私、見てると。

やっぱり自分が中退するかどうかじゃなくて、中退した人も悩みの相談の場所がありますし、それは固定観念を持つものじゃありませんよという紹介をしてるんですけど、それは1年生、高校1年生とかで聞いたほうが効果があると思うんですね。本当に中退しそうな人に、その話をしても、余り意味がないように思われるということで。例えば、早期対応という場合、そういうことは現実に一定の成果が上がっていることもあるということだと思うんですね。ですから、今のお話というのは、一つ考えるところがあると思います。

それから、親への教育の話も、実は虐待のところはもうすごくやっていますね、各自治体。私はちょっと茅ヶ崎の実践を見に行っただんですけど、茅ヶ崎なんかですと、虐待してるわけじゃないけど、虐待しそうだという親御さんがたくさん入ってて、カナダでやられている親教育プログラムを使ったものをやりましたけど、どういう叱り方がいいとか、そういうことなんですけど、この手のものというのは今すごい広がりです。実は親御さんたちも不安でしょうがないんだと思いますよ、今。だから、そういうようなもの、親教育と呼ばれているようなものも、こういった支援の一つの枠組みの中にあるかと思います。

重ねて申しわけないですけど、社会へのいろんな啓発についても似てて、さっき立ち話したんですけど、こちらでは地区委員会とかを持っておられるんですよ。ここにいろんな方が来られてて、集まってるんだけど、実は余り地区委員会のところでこういう議論をしてないかなって気もするんです、今はね、まだ。だから、ちょっとそういう集まれる結節点になる場所、ここでいろんな情報提供して、あるいは話し合ってもらおうとか、あるいは非常に大事なのはね、ひきこもりの人が出たとき、どうしようという、ワークショップをする。

申しわけないですけどね、教員の研修会なんか出ささせていただくとね、ずっと講義型なんです。やっぱり講義型だけではだめだと思うんです。もう少しワークショップにして。私自身も講義のほうの担い手になりやすいんですよ。ただ、講義型じゃなくて問題解決のため

のワークショップをするというところへ、やっぱり着地させていかないと、だめじゃないかなという気がしますね。つまり、他人事として聞いているだけでは、どう解決するかについて、考えるというような形をとっていくことは非常に重要です。

ちなみに言うと、今、各大学で最もやってるのは、いわゆるハラスメント対応についてのワークショップ。これはもう、ほぼ各大学でやっていますが、結局、ハラスメントって聞いて、人がやる、人がやっているんだ、私は関係ないって、なっちゃうんですよ。だけど、自分の身に置きかえるために、実際に起きた事例をどう解決させたか、やってみるという、今こういうのをやってるわけですね、どこも。そうするとやっぱり真剣味が変わりますし、事実についての知識がふえますので、こういうようなことは、今のお話と重ねて、考えてみる価値があるかなというふうに、お聞きしながら思いました。

ですから、早期対応、親教育、そして地区委員会なんかを使った啓発、こういったことは考えてみる価値があるかなというふうに、お聞きしながら思いましたが。

ほか、いかがですか。時間がだんだん、限られてますが、まだ、お話になってない方とか。こちらのオブザーバーの方も、大丈夫でしょうか。私が余分なことを言いましたが、どうぞ言ってください。

○中島教育庁指導部指導企画課企画推進担当課長 すみません。教育の話題になりましたので、ちょっとお話しさせていただきます。

大変大事な話題を提起してくださったなというふうに本当に思っておりますけど、やはり相談窓口のことや、子供と親と、あと社会のというようなお話をいただきました。相談窓口に関しては、やはりさまざまな窓口がありますが、例えば先ほど出ましたけれども、教育相談センターというところが、親に対しても子供に対しても、ちょうど今フリーダイヤルということで無料でも相談できるようになったので、本当にさまざまな形で、まずは子供たちに対して指導してますのが、大人に、身近な大人に誰でも相談していいんだよ、そういうようなことを実は不登校だけじゃなくて、いじめ問題等でやっているという現状がございます。

また、研修等でも、やはり講義ではなくてワークショップなどということも意識しながら、やはり今の子供たちはどういうふうに社会の中で社会的自立を、参加を促していくかというように形で、保護者とともに、スクールカウンセラー全校配置等も、全部そうですけれども、取組を行っているということなので、それをさらにいい形でつなげていくというのも一つかなというふうに思いました。

以上です。

○部会長 ほかにいかがでしょうか。ちょっと時間的なこともあるので、どうぞ。

○坪井委員 すみません。生活保護を受けなきゃならない若者の場合、生活福祉課になるんでしょうかね。そこで生活保護を受ける、就労できない場合の、その部分と、それから生活保護を受けている子供が、子供じゃない、若者ですね、だから今、自立援助ホームで、やっとならぬ東京都の場合は 22 歳まで何とか自立援助ホームにいられるようになりましてけど、22 歳を超えて、そういう若者たちが住む場所って本当になくなっちゃうんですけど、そこを誰がどういうふうに考えるんだらうという部分、若者の居場所、住む場所のほうのことです、そのところはどこが考えるんですかね。わかんないですけど、ぜひとも住む場所がないということに関しては、児童福祉が終わるとなくなっちゃう。そこを考えていただきたいと思うんですが。

○若年者対策担当課長 支援の切れ目があるということで、いろいろ問題提起はしていただいていますので、あとは具体的にどういうふうに対応していくかというところだと思います。東京都の中で生活困窮者とか生活保護を担当されてる部署もありますので、いかにどう連携してやっていくかというのはありますので、その辺が、具体的にどうかというのは、今後検討していく必要があるというふうに思っております。

○坪井委員 住む場所がなきゃね。

○部会長 そういう社会保障というか、生活保障みたいな側面というのは、やっぱり危機に立っている人たちについては、必要になってくると思うんですね。ですから、そこをちょっと仕分けていただいて、対象をね、理解していただいたらいいんじゃないかなと思います。

どうでしょうか。時間的なこともあるので、一旦ここまでに区切りますが、まだ、最後にとかいう方がいらっしゃれば。大丈夫でしょうか。また、今の形を受けて、もしあれでしたらメールとか、そういったものでも、また思い出すご意見ございましたら、出していただくということがあるかと思いますが。

私のほうから、お聞きしてて、余りまとめにならないまとめかもしれませんが、少し整理してみようかと思えます。

途中でも私、口を挟ませていただきましたけど、やはりお聞きしてて、家族に対して、特にいろんな問題を抱えた当事者のいる家族に対して、いろんな形の支援というものを検討すべきだということは、一つあるんじゃないかと思えました。それは先ほど出ました親教育と

かもそうですが、何と言っても若ナビαをうまく使っていただくということ、これを深めていただくことは、まずとにかくNPOの方々もそれは望んでおられるところじゃないかと思います。これが1点だと思います。

それから、2点目に、ずっとお話に出てましたけど、やはり居場所というものをどうつくるかということ。いろんな問題を抱えた人たちが交流をして、人と出会える場所をつくろうということはやっぱり非常に重要で、最近はサード・プレイス論というようなことで、盛んに言われてますよね。家庭と学校以外の第三の場がないということ。これは学校が、すごくウエートが重くなっちゃってて、学校で友達できないと、もう孤立しちゃうんですね。これは内閣府の調査のときも、非常に高い数値になって出てて、びっくりしましたけど。孤立を生んでるのが学校での阻害だったりしちゃうんです。だから、不登校すると、そこでもう友人がいなくなっちゃうんですね。ですから、ずっとお話あるような、居場所をつくって、先ほどの地区委員会とかともかかわりを持ったりしながら、いろんな人とのかかわり合いや出会いが生み出せるような場づくりに挑むってことは、これは都もやることができるんじゃないかというふうに、お聞きして思います。

それから、三つ目としては、これはもう皆さん、重ねてご指摘ありまして、伴走者とか代弁者というような人たちを、いろんな困難を抱えた人たちへのつなぎ役としてつけていくような作業からネットワークを立てようということ。これはいろんな機関の連携、特に医療福祉についてはずっとご意見たくさんありました。もちろん学校とかの連携も、もちろんです。ですから、ネットワークをつくろうというのはあるんですけど、これを具体的に展開できるような、やっぱり方策、一つは例えばどういうネットワークをつくったら改善事例があったのかという。やっぱり問題の解決のためのネットワークということはなかったら、多くの人にはもう相手にしないんだと思います。それはまず一つ重要なんじゃないかなというふうに、お聞きしながら思いました。

それから、関連して、連携のためのいろんな情報提供はやはり都ができる場所ですから、これをぜひしていただいてというふうに思います。もちろん情報提供に関しては、先ほどからずっとありましたように、若い人にもいろんな情報が可能ですよね。これはいろんな角度から、お話があったようにラインとか、いろいろな媒体も使いながらやっていただくということも並行して必要だというふうに思いますが、ネットワーク構築の情報提供というのは、やはり都のほう为主题になってやるべき課題があるように思います。

ということで、今お聞きしたのを本当にシンプルに、気にかかったところだけ言いますと、家族支援、居場所の設定、そしてネットワーク構築、それぞれについての具体策というのはやっぱり出していただきたいということ。特に、実効性のあることをやっていただきたい。申しわけないですけど、国なんかでも、「ネットワークつくりましょう」は言うんですけど、じゃあ、どうつくったんだという評価がないと思うんですよ。もう少し評価していただいて、本当にそれでいいことがあったというところをやっぱり出していただきたいという気がして。そういう意味での政策の評価と、そして実りのある部分を質的な、いろんなレベルで挙げていただければ、必ずしもたくさんの方が助かったとか、そういうことじゃなくていいと思うんですね。質的な点で挙げていただければ、多くの人たちが参加できるようになるんじゃないかという印象を持ちました。

勝手なまとめで申しわけなかったですけど、私の感じたところはそうです。ですから、どうぞ、今の皆様のご意見をお聞きになっていただいて、それで事務局のほうでも、これまでにいろんな施策があるでしょうから、それとの重ね合わせとかをしていただいて、整理していただけないかなと。それから、具体化できる部分はどういうところなのか、そこを整理して挙げていただけないかなと。また皆さんに返していただいて、ご意見を頂戴したらいかがかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○青少年課長 了解いたしました。非常に貴重なご意見を多数いただきまして、我々といたしましてはこちら、既存の施策との兼ね合い、お話がございましたけれども、そちらの整理でありますとか、また既存の施策とか先生の意見の方向性などをいただいたところでもございますので、それを具体的に、我々の政策に引き直してみたときに具体的にどういう施策になるかというところでありまして、そうしたところを検討した上で、こちらの意見具申の素案という形で、まずは事務的にまとめさせていただきます。こちらにつきましては、もちろん次、6月29日に開催する方向で考えてるところでございますが、こちらの中身につきまして、適宜ご相談させていただきながら、きちんとしたものに仕上げたいと考えているところでございます。

また、こちらは都におきましても、青少年課に限らず、他課の施策にもかなり絡んでいるところでございますので、オブザーバーの皆様方を初めとする各課の方にも、ぜひとも作成に当たってはちょっとご協力を、お忙しいところ大変申しわけないんですが、お手数をおかけすることになると思いますけれども、何とぞお願いしたいという次第でございます。こち

らにつきましては、単に一回つくってご意見をという形ではなくて、何往復かする形でちゃんと精度の高いものを仕上げたいと思っておりますので、引き続き、大変先生方もお忙しい中お時間をとることになりますが、何とぞご協力をよろしくお願いいたします、という次第でございます。

それでは、繰り返しになりますけど、第8回若者支援部会の日程、次回でございますけれども、6月29日に開催する方向で、現在調整中でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。

次第の4の部分も今もうやっていただいたのかなと思いますので、事務局からのご連絡もいただいて。必要に応じて、事務局のほうで聞き取りとかもしていただいて、皆さんからまたご意見を拝聴したらいかがでしょうか。そんなふうな形で具体案を出していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ということで、一応定刻6時ということで、うまく帳尻が合ってるかなと思いながら、見ておまして。これをもちまして、第7回専門部会の閉会をしたいと思います。どうもご協力ありがとうございました。また、大変貴重な意見ありがとうございました。